

## 第2回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年8月5日 午後1時30分～午後2時28分

場 所 中央公民館 軽運動室

出欠者 出席者 16名 欠席者 0名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第1号 使用貸借の合意解約について

報告 第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
解約について

報告 第3号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定につ  
いて

議案 第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
変更について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
設定について

議案 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第4号 農地法第5条の規定による転用計画変更について

議案 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（16名）

1番	吉田 孝行	2番	中村 伸秀
3番	古賀 重満	4番	岡本 義照
5番	近藤 茂	6番	井寺 知江子
7番	成清 輝美	8番	角 豊明
9番	中村 浩章	10番	北原 良輝
11番	城戸 慎吾	12番	山口 清登
13番	城戸 孝行	14番	富安 春二
15番	田中 登	16番	坂本 好教

本会議に欠席した農業委員（0名）

#### 会議に出席した事務局職員

事務局長 田 中 幸 裕

担当係長 江 崎 晴 公

午後1時30分 開会

#### ○事務局

みなさんこんにちは。事前の報告だけさせてもらっていいですか。間もなく、会議がはじまりますので、携帯電話の方は、マナーモードにしていただきますようご協力をお願いいたします。それと、始まります前に、本日書類が多うございますので、書類の確認をさせてもらっていいですかね。先ず、農業委員会の議案書、カラー刷りの地図、その参考資料として白黒の区画割りをしている図面、後で説明しますが、耕作放棄地の利用状況調査としてA4縦でホチキスで2枚を留めてるもの、その関連資料で白黒ですけども写真のホチキス2カ所留めしている資料、こちらの方も後から説明させていただきます。それと、公務災害の補償制度についてということで、農業委員としてのお仕事していただいているときの保障の関係の資料が一つあるかと思えます。とれと、地区担当委員さんの主な調査事項ということで、本来であれば前回の第1回の時に説明しとった方がよかったんですけども、あんまり長くなるけん今回にさせてもらいました。その資料が一つあります。と、PRで農地六法という書籍のチラシがあると思えますけどこれは参考までにお配りさせていただいているものです。最後に農業委員会総会の進行についてという一枚物があろうかと思えますけど、全部お手元にありますかね。（はい）では、すいません、では、農業委員会総会の進行についての部分が、初めての委員さんもいらっしゃいますので、これだけ先に説明させていただけたらと思っております。（農業委員会総会の進行について説明）

何か質問などございませんか。

#### ○委員（11番）

反対した場合、反対理由も要りますか。

#### ○事務局

そうですね、反対の場合は、農地法に沿って基本的には審査をしていただくことに

なりますので、反対していただいた意見が法のどの部分になるのか、例えば事業の実現性が疑わしいとか、どこかに該当する作業が事務局で必要となりますので、出来れば反対される場合は、質問の際に具体的な意見をいただいてその中で、継続審議なのか否決なのかの判断に進んでいっていただく必要があろうかと思っておりますので、具体的な意見を頂戴したいと思います。そのほか何かご質問ございませんか。それでは事前の説明はこれくらいにさせていただきますして、会議に入らせていただきたいと思います。これより先は会長の方からお願い致します。

### ○議長

それでは皆さん、改めましてこんにちは。本日は、通常の総会としては、このメンバーでは初めての総会となりますが、どうぞよろしくお願い致します。

また、総会の開催の仕方についてでございますが、「新型コロナウイルス感染症」の感染者が未だ、増加し続けている状況でございます。これまでの対策としては、「広い会場を使用する。」「参加人数を出来るだけ縮小する。」「説明を簡潔に行い、会議時間を短縮する」などの対策を行って来たとのことでございます。しかしながら、総会の参加人数につきましては、皆さん全委員が農業委員さんでございますので、少人数での開催は難しいと思っております。従いまして、今後の当面は、出来るだけ広い会場で行い、報告事項は必要最小限の事務局説明のみとし、議案の説明や質問についても簡潔に行って参りたいと思っております。みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか？（はい）

改めまして、皆さん、こんにちは。皆様方には、公私ともお忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。それでは、只今から、第2回農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は、報告事項が3件、議案が5件でございます。慎重なるご審議と、円滑な会議の進行にご協力をお願いいたします。なお、発言される委員は、議長の許可を得てから発言されますよう、お願いします。

次に、議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には、3番の古賀重満委員、4番の岡本義照委員をお願いいたします。

それでは、報告事項にはいります。報告第1号から第3号について、事務局の説明をお願いします。

### ○事務局

はい、それでは議案書の1ページをご覧ください。

---

### 報告第1号 使用貸借の合意解約について

次のとおり、通知があったので報告する。

令和2年8月5日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

第1項、所在、久恵、地目、田1筆、面積1,273平米、貸人、八女市の\_\_\_\_\_代表相続人\_\_\_\_\_さん、借人、八女市の\_\_\_\_\_さんです。\_\_\_\_\_さんと\_\_\_\_\_さんは親子になっております。解約事由は第三者貸付のための合意解約となっております。続いて、議案書の2ページをご覧ください。

---

### 報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について

農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約を行いたいとして、筑後市長西田正治から本委員会へ通知があったので報告する。

令和2年8月5日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

第1項、所在、高江、地目、田1筆、面積2,434平米、貸人、高江の\_\_\_\_\_さん、借人、高江、農事組合法人\_\_\_\_\_代表理事\_\_\_\_\_さんです。解約事由は自作のためとなっております。他1件はご参照願いたいと思います。続いて、議案書の3ページをご覧ください。

---

### 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について

農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について、筑後市長西田正治から本委員会へ通知があったので報告する。

令和2年8月5日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

認定農業者に関する報告でございます。今回、全て再認定で13経営体が認定され、新規の認定農業者はいらっしゃいません。2経営体につきましては再認定を辞退され

ているところでございます。これに伴いまして令和2年7月1日現在では168経営体となっております。報告事項は以上でございます。

○議長

ありがとうございました。報告事項を終わります。

次に、議案第1号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは議案書の4ページをご覧ください。

---

**議案第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権変更について**

農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権変更を行いたいとして、筑後市長西田正治から本委員会の決定を求められたので付議する。

令和2年8月5日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

第1項 所在、北長田、地目、田12筆、面積計11,974平米でございますが、借賃の変更でございます。土地改良区内である上から5筆が\_\_\_\_円から\_\_\_\_円へ、土地改良区以外の上から6筆目以降が、\_\_\_\_円から\_\_\_\_円への変更となっております。これについては相対の利用権設定の変更でございますして中間管理等を利用しているものではございません。議案第1号の説明は以上でございます。

○議長

議案第1号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第1号について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございます。承認することにいたします。

次に、議案第2号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは議案書の5ページをご覧ください。

---

## 議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について

農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画を定めたいとして、筑後市長西田正治から本委員会の決定を求められたので付議する。

令和2年8月5日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

権利種別：貸借権設定でございます。第1項、所在、鶴田、地目、畑2筆、面積合計2,645平米、利用権、賃貸借、貸し人、鶴田、\_\_\_\_\_さん、借り人は徳久の\_\_\_\_\_さんです。利用目的は茶、借り賃は反当\_\_\_\_万円、期間は10年間となっております。この後、利用権設定は第2項から第16項までございますが、説明は省略させていただきます。集計の説明をさせていただきます。議案書の14ページをお願いいたします。資料左の総計から説明いたします。田6件、面積28,550平米、畑14件、面積51,465平米、合計の20件でございます。その下の表をご覧ください。「新規・再設定別」では、新規が20件、再設定は0件。「通年・期間借地の別」では、通年は18件で期間借地は2件です。「小作料納入別」では、金納が14件、物納1件、使用貸借5件となっております。右の表をご覧ください。貸借期間別でございますが、3年が1件、5年が6件、7年8年が各1件、10年8件、13年1件20年2件となっております。なお、括弧書きにつきましては中間管理事業分の内訳を今後入れていきたいと考えております。議案第2号の説明は以上でございます。

### ○議長

議案第2号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第2号について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第3号を提案いたします。本日の農地法3条の案件は1件でございます。

それでは、第1項について事務局の説明をお願いします。

### ○事務局

それでは、議案書15ページをお願い致します。

---

### 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので付議する。

令和2年8月5日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

第1項、契約、贈与、所在、若菜、地目、田1筆、面積4,409平米、渡人、富久の\_\_\_\_\_さん、受人、富久の\_\_\_\_\_さんでございます。申請事由は親より子への贈与となっております。議案第3号の説明は以上でございます。

#### ○議長

第1項について、担当委員の説明をお願いします。

#### ○担当委員

第1項の内容につきましては事務局の説明どおりでございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

#### ○議長

説明も終わりましたので、第1項について、質問のある方どうぞお願ひいたします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第1項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、5条の転用計画変更でございます。変更議案は1件でございますが、その次の、議案第5号第1項と関連する議案となっております。よって、議案第4号第1項及び議案第5号第1項について、同時に提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、議案書16ページをお願い致します。こちらの案件につきましては、備考のところに記載しておりますけれども、平成29年1月31日許可がされた案件についての変更となっております。議案第4号の議案につきましてはこの当時に計画されてあつ

た内容を記載しております。で、変更後につきましては、17ページの議案第5号の第1項に記載しているものです。では、読上げていきます。

---

#### 議案第4号 農地法第5条の規定による転用計画変更について

次のとおり、計画変更申請があったので付議する。

令和2年8月5日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

第1項、契約売買、所在長浜、地目田5筆、面積計4,120平米、渡人、長浜の\_\_\_\_、受人、八女郡広川町の\_\_\_\_株式会社代表取締役\_\_\_\_、その当時の計画と致しましては、建売分譲ということで14棟計画なされております。今回、この変更につきましては、申請事由のところに記載しておりますけれども、当初計画に基づく事業継続困難のため、事業継承により事業主及び事業内容の変更を行うものとなっております。続けて17ページの方を読ませていただきます。

---

#### 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので付議する。

令和2年8月5日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

第1項、契約売買、所在長浜、地目その他ということで宅地です。11筆、面積2,338.51平米、渡人、八女郡広川町の\_\_\_\_株式会社代表取締役\_\_\_\_、受人、西牟田の株式会社\_\_\_\_代表取締役\_\_\_\_、申請事由につきましては、特定建築条件付売買予定地10棟及び建売住宅建設ということになっております。

それで、16ページの方にお戻りください。先ず、場所の確認ですけれども、カラー刷りの1ページで青く塗りつぶしているところ、平成29年1月許可となっているところが今回の変更及び5条の申請の場所となっております。（場所を説明）こちらの方で、一枚物A4の現況平面図をご参照お願いします。こちらが当初計画された建

売分譲の図面となっております、このとおり14区画整備する予定となっております、こちらに住宅を建てて販売していく計画となっております。ただ、今現状と致しましてこちら14区画のうち4区画のみ建設なされております。残りにつきましては、こちらが今まで\_\_\_\_\_さんが事業主であったんですけれども、それを\_\_\_\_\_に引き継ぐと、内容と致しましても、建売分譲住宅から特定建築条件付き売買予定地ということで変更になっています。特定建築条件付き売買予定地につきましてはなかなか耳慣れない言葉ですけれども、昨年の平成31年の4月から認められた制度ですけれども、通常転用した場合建売住宅というところで、事業主が造成して家まで建てて販売というのが基本にありました。ただ、近年の購入者の要望とかを勘案するために新しく特定建築条件付き売買予定地というのが運用されております。内容と致しましては、基本、転用の場合は建売住宅が基本です。ただし、羽犬塚とか筑後校区とかみたいに用途地域のみ造成のみの宅地造成が認められているんですけれども基本的には建売住宅が原則、で、これだとなかなか売れないということで、特定建築条件付きにつきましては、先ず一旦造成して、この区画の買い手を見つける。この買い手が見つかったら、この土地を購入した人が自分の好きなように家を建てること出来る。但しそこには条件がありまして、土地を購入して速やかに建てなさいということで、土地を購入してから3ヶ月以内くらいに家の契約を済まして下さいという条件があります。で、速やかに住宅を建てて下さいというような形となっております。で、今回変更にありましたように、造成は終わってますんで、土地を購入した方が家を自分の好きなように設計して建てていくという、建売住宅から特定建築条件付き売買予定地へ変更となっています。但し、もうひとつ建売住宅1棟と変更に付けておりますけれども、これが14のうち4区画建築済みと話をしましたけれども、その内1棟がモデルルームとなっております。どちらにつきましては建売住宅として許可書を発行していく流れでこのような記載をしております。当初計画から変更して、現状での制度にあった形で許可書を発行するためにこのような手続きをしております。

農地区分につきましては第1種農地と判断しております。初めての方もいらっしゃる

いますので、農地区分について説明致します。農地区分は3種類ありまして、第1種、第2種、第3種とあります。第1種につきましては、10町、10ヘクタール以上の農地が広がりのある農地、集団性のある農地が第1種農地という判断をいたします。原則転用は不可、但し例外的事由に該当するならば認めるとい内容です。今回につきましてはその例外ということで、この図面を見ていただくと判りやすいかもしれませんが、住宅等が連なっている状態で集落に接続していると判断しておりまして例外規定に該当すると判断しております。そのほかに第2種農地、第3種農地について説明します。第3種農地につきましては基本的に転用を認めます。こういったところかという、例えば、羽犬塚校区とか筑後校区みたいな用途地域に該当するところは第3種農地、そのほかには農地の周り全て宅地で囲まれてしまっている場合は第3種農地ということで原則転用を認める。間の第2種農地につきましては、10ヘクタール未満の集団的なつながりのある農地、そこまで集団性のある農地では無いところが第2種農地となる。この第2種農地は他に場所が無いなら認めますとなります。第1種農地だけが原則転用は認めない。但し、例外規定に該当する場合は認めていく、2種、3種については基本的に認める方向で考えてもらって結構だと思います。農地区分についての説明は以上です。こちらの申請地につきましては第1種農地という判断をしておりますけれども、集落が繋がっていると判断しておりまして集落接続に該当すると判断しておるところです。変更につきましてはまれなケースでございますけれども、当初計画した部分で売れ残った部分を事業主が変わって代わりに販売していく、また、販売方法が建売住宅から特定建築条件付きに変更する、このために17ページの5条申請が追加で必要になって、\_\_\_\_\_で許可書を発行するためにこの手続きが必要ということで今回の申請の形となっております。説明は以上です。

#### ○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

#### ○担当委員

いま事務局から説明のとおりであります。中身が私もよく把握できませんでしたけ

れども、事務局から詳しく説明いただいておりますから判りやすかったと思いますけれども、質問があるときはお願いします。ご審議方よろしくをお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので、議案第4号第1項及び議案第5号第1項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

○委 員（13番）

建売の場合、筑後市の場合7割以上あれしてからでないといふことは出来ないと決まっていると思いますけれども、この場合、引き継いだ場合は\_\_\_\_\_さんの方が7割という形で了解するといいいんですか。

○事務局

そのような形で判断して今回提案しております。（判りました。）

○議 長

他にありませんか。

○委 員（10番）

これを見る限り当初の\_\_\_\_\_さんですね、これが14棟計画して、事情で売れなかったとして今度、\_\_\_\_\_に行っただけですけど、今度は\_\_\_\_\_さんが又売れなかったら又次のホーム会社に行くんじゃないか心配もされる。こういうことは往々にしてあんまり認めよったらおかしいんじゃないかと、思いますがいかがですか。

○事務局

今回、この変更につきましては、先ほど\_\_\_委員からも言われましたが進捗率が7割、販売しているのが7割無いと次に移れない、そういった部分も含めて\_\_\_\_\_が納得して引き受けている状況なんです。その次に\_\_\_\_\_は違うところをこれが終わらないことには進めない、今後またここが売れない、\_\_\_\_\_から次のとこというのはあまり考えにくい話だと思います。

○委 員（10番）

最初の\_\_\_\_\_さんがですね、ほんと無理があったんじゃないかなと当初、思う

わけです。無理があったと私は判断するわけです。で、簡単に次のホーム会社にでい  
いんですかね。なんかちょっとしたペナルティーというかされないもんですかね。

#### ○事務局

\_\_\_\_委員が言ってある気持ちはよく解ります。ただし、許可権者である県とも協議  
しながらこういった提案をさせていただいているわけですが、\_\_\_\_\_\_に對  
するペナルティというのは正直何も無い。今後筑後市農業委員会として、例えば\_\_\_\_  
\_\_\_\_さんが何か案件が出てきたときにどうするのかというのは、例えば再確認のた  
めに呼び出して、委員さんたちで本当に大丈夫か確認をしていくなど、そういった対  
応しか考えることができない・・・。

#### ○委員（10番）

そここのところが、強くまた、言ってもらって、\_\_\_\_\_\_さんもまた、販売できる  
ように努力してもらって、頼みます。以上です。

#### ○議長

\_\_\_\_委員どうぞ。

#### ○委員（5番）

今事務局からもお話がありましたけれども、許可権者が福岡県ですね、それで29  
年\_\_\_\_\_\_さんに許可が下りたのがですね、そしていままで時間が経過してますよ  
ね、その間に福岡県からはなんら指導とかはあっているんですかね。もし、指導に對  
して\_\_\_\_\_\_さんが守っていなければですね、農地法違反ということで許可取り消  
しにも発展する可能性もあるしですね、それが、先ず県の指導があったのかどうかの  
有無と\_\_\_\_\_\_さんが\_\_\_\_\_\_さんから購入されたときの金額と、今回\_\_\_\_\_  
\_\_さんが\_\_\_\_\_\_さんへ譲渡される価格がいくら分れば教えていただきたいと思  
いますけど。

#### ○事務局

先ず、1点目ですね、県のほうから指導があったかどうかについては、指導として  
はありません。今まで。これまで転用許可が下りたところは、進捗状況報告書という  
のを提出いただいて進捗管理をしているのが現状です。それに基づいて進捗率が悪い

場合は次のところに転用をもっていけない、だからここを早く片付けなさい、という  
ような形で進んでいる。

○議 長

\_\_\_\_委員。

○委 員（5番）

その指導に対して\_\_\_\_\_さんは努力をしておられるわけですかね。

○事務局

努力というか、\_\_\_\_\_なりに考えて自分の力じゃできないから、\_\_\_\_\_に  
お願いして、\_\_\_\_\_が了承したと理解してもらって。

○委 員（5番）

申請事由がですね事業継続困難のためということだから、そういうことになってき  
ますと今\_\_\_\_委員さんも言われたとおり、信用の問題にも発展するわけですね。な  
かなかそうですか、次に\_\_\_\_\_さんに努力していただきましょうと簡単に終わる  
ものかなと、それと、今言いましたように、\_\_\_\_\_さんがいくらで購入されたか。

○事務局

現在、追加で調査資料をお願いしますということで、金額について今現在把握でき  
ておりませんが、追加で出してくれという話はしております。

○委 員（5番）

結果的には、意図的なことでは無かったと思いますが土地の投機とかそういう疑い  
も出てきやせんかなと。私も31年4月に国交省から文書が出ておるのを拝見してで  
すね、やっぱり、土地の投機目的の許可は現に慎まないといけないと思うし、もう少  
しこの辺は調査をしていただいでですね。

○事務局

今、\_\_\_\_委員から話がありましたけれども、元々議案第4号の方で\_\_\_\_\_さん  
がですね5条の許可を建売分譲として29年の1月に許可をされております。そのと  
きに第1種農地ですけれども、そのときの判断としてこの農地は既存の集落に隣接し  
ているものとして農地法の許可は出しているということになっています。それと同時

にですね、これは開発の手続きをされていて、その開発の許可も県知事許可で同時に出ております。開発の許可は宅地造成までなんですよ。で、開発するのに1年くらいかかるでしょうから、そこの期間はとりあえずちゃんとしてあって、県知事の許可も完成が終わっています。開発の方は完成しましたと、で、そこから先に建物を建てて売って貰わやんとですけども、建物を建てて売るところで時間が非常にかかってあって、\_\_\_\_\_さんではなかなか進まなかった。それで今日になっているわけですね。建物が4つしか建っていないと進捗が非常に遅いものですから県の方がこれに対してどうにか対応しなくちゃいけないということで、転用して開発も終わっているものを元に戻せとはなかなか言えない、じゃ早くしっかり売rinaさいと指導するために、どういったきちんとした売却ができるかという、当時は無かった制度として新たな制度の特定建築条件付きという制度が出来ているので、これを活用してでも目的を達成しなさいというような、終わらせる手段としてきちんとした手続きをとって終わらせるようにやってくださいというのが、今回の議案の中身になっています。そのために、例えば、元通りにしなさいとなると、長くなる（解決しない）こととなるので、最終的には許可通りの目的を達成させるためにこういう議案を出させていただいてるとご理解いただければと思います。これでも進捗しないようであれば、ペナルティと同様の次の案件は出されんですよと\_\_\_\_\_さんが了解の上引き継がれ、\_\_\_\_\_さんは建売分譲住宅は前しきらんやったろうがと言えるようになるので、より厳密に審査をさせていただくといったようなことで思っております。もしも、この許可をしないと、いつまでたっても許可した案件の達成が見込めないとなるので、その辺りもお含みの上でご審議いただければと思うところです。

#### ○担当委員

この件について私も初めてのケースであったし、事務局からもいろいろ説明があったとおりにしていただいておりますけれども、私のところに調査をもらいに来られた方もそういう話をされまして、それでは一応印を押しますけれども審議については総会のなかでということで、初めてのケースなので、出来るだけ販売を早く終わってしま

うようにやってくれと話をしております。付け加えますが、そういうことでございます。なかなか、印鑑を打つときも自分なりだけじゃなくいろいろな研究した上でやらずとやり損ないますから、その件について十分覚悟の上でやらせていただいております。この件についてはですね。

#### ○委員（5番）

福岡県はですね、今転用許可と同時に開発許可も出されたということだからですね、私としては反対とかじゃなくて福岡県が具体的にどういう指導をされたかということと、\_\_\_\_\_さんがいくらで購入されて\_\_\_\_\_さんにいくらで売られたかということがわかると、投機目的じゃ無かったとわかれば随分問題はないと思いますから、その2点だけを具体的にお知らせ願えばと思ってですね。

#### ○事務局

先ほどのお金の話については今資料は要求している状態なんで、分り次第また次の時にでも報告させていただくということで了解してもらえますかね。

#### ○議長

他にありませんか。どうぞ。

#### ○委員（13番）

造成が終わって県の方からなかなか進捗状況が悪いときの場合ですね、1年か2年で向こうから入るものですか。期間はどのくらいのもんですかね。

#### ○事務局

現状の対応としましては、転用許可を申請するときについていつぐらいから着工するとか、そことみながら、許可出してから3ヶ月後に進捗状況報告書というのを必ず出して貰わないかんですもんね、そのタイミングの時に催促をする。その後毎年進捗を出して貰うはなしになります。業者にとってのペナルティちゃ基本的に無いとばってん、次に進めないというのが業者にとってもペナルティになる。

#### ○委員（13番）

県の方からどのくらいで入りようかなち思たけんですね。

#### ○議長

他にありませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

まずは、議案第4号第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

賛成多数（賛成13、反対2）で、承認することにいたします。

次に、議案第5号第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

賛成多数（賛成13、反対2）でございます。承認することにいたします。

次に、5条の案件でございますが、5条はあと2件となっております。

議案第5号第2項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、18ページをお願いします。

第2項、契約、売買、所在、前津、地目畑3筆、面積1,074平米、渡人、前津の\_\_\_\_\_、受人、久留米市の株式会社\_\_\_\_\_建設代表取締役\_\_\_\_\_、申請事由につきましては宅地分譲ということで4区画整備する計画となっております。なお、この受人の株式会社\_\_\_\_\_建設につきましては、平成29年6月に徳久の方で宅地分譲8区画を許可を受けてあって、同年12月に完了という形になっております。今回の申請地の場所について確認したいと思います。地図の2ページです。

（地図により位置及び周辺状況等説明）今回の農地ですけれども農地区分につきましては、用途地域となっております第3種農地と判断しております。先ほどいいました3種農地は原則許可できる農地と考えております。売買価格は総額\_\_\_\_\_万、坪単価約\_\_\_\_\_円となっております。説明は以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただいまの事務局の説明のとおりであります。地図の2ページについております。  
ご審議のほうよろしく申し上げます。

#### ○議 長

説明も終わりましたので、第2項について、質問のある方どうぞお願いいたします。

##### 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第5号第2項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

##### 【賛成者挙手】

賛成全員でございます。承認することにいたします。

次に、第3項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、同じく18ページです。第3項、契約、売買、所在、水田、地目、畑4筆、面積1,691平米、渡人、二人いらっしゃいます。水田の\_\_\_\_\_、同じく渡人で上北島の\_\_\_\_\_、受人、久留米市の株式会社\_\_\_\_\_代表取締役\_\_\_\_\_、申請事由につきましては、事務所及び工場建設となっております。場所の確認をお願いします。3ページとなっております。（地図により位置及び周辺状況等説明）こちらの会社\_\_\_\_\_さんですね、どういった会社かといいますと、マイクロナノバブルという気泡を発生した技術を用いて、例えばシャワーヘッドとか農業用の散布するやつとかそういうなつで頑張っております。とあと化粧品ですね、化粧品等も販売されてあるようです。で、今回筑後の方に事務所工場ということで建設を予定されてあります。で、元々が今が久留米市に本社がありまして、あとみやまに支店があると、それを、筑後の方に本店を持ってくるという形で今回の建設となっております。社長さん、代表取締役の方が筑后市在住ということでこういったふうになったのかなと判断をしております。来年の4月を開業予定ということで計画されております。農地区分につきましては、こちら、広がりの無い農地と考えておりまして第2種農地と判断しております。売買価格については総額\_\_\_\_\_万円、坪単価約\_\_\_\_\_円となっております。説明は以上でございます。

○議 長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

これ、質問ですけれども、いつ議案があがっているんですかね。私聞いていないもんですから。

○事務局

受付がですね、すいません、ちょうど変わり目でうちに持ってこられたのが17日なので前の\_\_\_\_\_さんが委員さんをされてあるけんですね、すいません。

○担当委員

分りました。只今事務局の提案のとおりです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長

説明も終わりましたので、第3項について、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第5号第3項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

本日の案件は、これですべて終了いたしました。

これをもちまして第2回農業委員会を閉会いたします。

午後2時28分 閉会